

| 令和4年第3回 湧別町農業員会総会議事録 |   |                        |
|----------------------|---|------------------------|
| 1. 会 期               | 令和4年3月29日(火)                                    | 13時30分 開会<br>14時00分 閉会 |
| 2. 場 所               | 上湧別コミュニティセンター 2階大会議室                            |                        |
| 3. 議 件               |   |                        |
| 日 程 第 1              | 議事録署名委員の指名について                                  |                        |
| 日 程 第 2              | 会期の決定について                                       |                        |
| 日 程 第 3              | 諸般の報告について                                       |                        |
| 日 程 第 4              | 報告第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取下げについて |                        |
| 日 程 第 5              | 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について               |                        |
| 日 程 第 6              | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について                      |                        |
| 日 程 第 7              | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について                      |                        |
| 日 程 第 8              | 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  |                        |
| 日 程 第 9              | 議案第5号 農業委員会事務局職員任免について                          |                        |
|                      |   |                        |
|                      |   |                        |
|                      |   |                        |
|                      |   |                        |

|                                    |         |          |          |
|------------------------------------|---------|----------|----------|
| 4. 委員の出席状況（出席委員）                   |         |          |          |
| 1 児嶋 和美                            | 2 三澤 実  | 3 羽田 雄一  | 4 姉崎 淳一  |
| 5 山崎 幸一                            | 6 佐藤 弘朗 | 7 和田 利弘  | 8 小崎 勝敏  |
| 9 藤井 和人                            |         | 11 渡辺 健一 | 12 島田 宗央 |
| 13 長屋 教幸                           |         | 15 松下 眞二 | 16 安藤 弘司 |
| 17 久保 拓也                           | 18 栗田 淳 | 19 松橋 聡  |          |
| 21 北谷 昭一                           |         | 23 松田 和浩 | 24 佐藤 茂  |
| 25 吉村 智之                           |         |          |          |
| 5. 欠席委員                            |         |          |          |
| 10 中原 修      14 関口 哲治      20 千葉 実 |         |          |          |
| 22 秋葉 宏之                           |         |          |          |
| 6. 事務局                             |         |          |          |
| 事務局長 池田 孔紀      主 幹 宮本 則幸          |         |          |          |
| 主 事 野村 亮太                          |         |          |          |
|                                    |         |          |          |
|                                    |         |          |          |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>議 長</p>  | <p>定刻になりましたので、只今から令和4年第3回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。<br/>議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、21番 北谷委員及び23番 松田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>   |
| <p>委員一同</p> | <p>(異議なしとの声)</p>  |
| <p>議 長</p>  | <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。<br/>前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>  |
| <p>事務局</p>  | <p>令和4年2月25日に開催されました、令和4年第2湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>3月3日(木)湧別町農協芭露支所におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに久保委員・島田委員が出席しております。</p> <p>3月9日(水)、16日(水)、議会議場におきまして、令和4年第1回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>3月11日(金)コミュニティーセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに秋葉委員・山崎委員が出席しております。</p> <p>3月18日(金)コミュニティーセンター1階大会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに松田委員・千葉委員・安藤委員が出席しております。</p> <p>3月23日(水)、北見市におきまして、オホーツク農業委員会連合会第2回役員会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日令和4年第3回湧別町農業委員会を開催しております。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>以上活動状況の報告といたします。</p>   |
| 議長   | <p>日程第4、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>  |
| 事務局  | <p>議案書2ページをご覧下さい。報告第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取下げについて。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について農業委員会の議決をしましたが、貸主の都合により取下げが行われ、無効となったことを報告します。</p> <p>無効となった賃貸借の農用地利用集積計画の内容を説明しますので、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計5筆で合計面積は55,355㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、令和4年2月25日から令和14年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は332,000円でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長   | <p>これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>  |
| 委員一同 | <p>(なしとの声)</p>  |
| 議長   | <p>これで質疑を終わります。これで報告第1号を終わります。</p>  |
| 事務局  | <p>日程第5、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書の4ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めます。本総会において3件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書5ページをご覧下さい。番号1番、利用権の設定をした者、東京都、●●●●さん、利用権の設定を受け</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>た者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は6, 228㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年3月28日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年3月18日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、開盛、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は開盛●●番●外計7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は56, 027㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年1月30日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年3月11日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は20, 000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年3月31日から令和6年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年3月18日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料12ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長  | <p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。</p> <p>先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>   |
| 議 長  | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>   |
| 委員一同 | <p>(なしとの声)</p>  |
| 議 長  | <p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 議 長  | おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。   |
| 委員一同 | (異議なしとの声)  |
| 議 長  | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p>   |
| 議 長  | 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第1号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。   |
| 委員一同 | (なしとの声)  |
| 議 長  | 質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。   |
| 委員一同 | (異議なしとの声)  |
| 議 長  | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>   |
| 事務局  | <p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書7ページをご覧ください。申請者の譲渡人が東、●●●●さん、譲受人が東、●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●外計49筆で合計面積は283,774.65㎡です。申請理由は譲渡人は離農のためであり、譲受人は畑作転換における経営面積の確保のためであり、権利の種類は所有権となっております。売買金額は18,455,363円です。以上で説明を終わります。</p> <p>(別冊資料1・2ページにより位置説明)</p> |

|      |   |
|------|---|
| 議 長  | これから議案第 2 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。  |
| 委員一同 | (なしとの声)   |
| 議 長  | 質疑なしと認めます。これから議案第 2 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  |
| 委員一同 | (異議なしとの声)   |
| 議 長  | 異議なしと認めます。したがって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。<br>日程第 7、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。   |
| 事務局  | 議案書の 9 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において 1 件の許可申請書が提出されております。<br><br>内容を説明しますので議案書の 10 ページをご覧ください。<br><br>番号 1 番。譲渡人が東、●●●●さんと錦町、●●●●さんの連名で、譲受人が錦町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、川西●●番●外計 3 筆で合計面積は 7, 4 5 4 m <sup>2</sup> です。転用目的は、砂利採取のための一時転用であり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 6, 7 4 2 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。<br>(別冊資料 3 ページにより位置説明) |
| 議 長  | これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。  |
| 委員一同 | (なしとの声)   |
| 議 長  | 質疑なしと認めます。これから議案第 3 号の採決を行います。おは  |

|      |   |
|------|---|
| 議 長  | かりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  |
| 委員一同 | (異議なしとの声)   |
| 議 長  | <p>異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>   |
| 事務局  | <p>議案書12ページをご覧下さい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、賃借権が14件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書13ページをご覧下さい。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、旭川市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計5筆で合計面積は35,282㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年3月29日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、674,000円でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の14ページをご覧下さい。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、東京都、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は6,228㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は25,000円でございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> |



事務局

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●の内外計2筆で合計面積は5,300㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は26,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計6筆で合計面積は107,684㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は430,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計6筆で合計面積は62,351,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は218,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんさんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計47筆で合計面積は325,617.48㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は1,121,000円でございます。

(別冊資料9・10・11ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。番号6番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、

事務局

富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計2筆で合計面積は15,730㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は20,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●の内外計8筆で合計面積は66,107㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は231,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして議案書の16ページをご覧ください。この先は継続更新に係る案件の説明となります。番号8番、利用権の設定をする者は、北兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計6筆で合計面積は48,750㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は195,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計27筆で合計面積は108,819㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は513,000円でございます。

(別冊資料15・16ページにより位置説明)

続きまして議案書の17ページをご覧ください。番号10番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の

事務局

所在は、上芭露●●番●外計4筆で合計面積は44,950㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は179,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして番号11番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計7筆で合計面積は14,504.60㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は70,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号12番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●の内外計3筆で合計面積は25,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は87,500円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号13番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は18,917㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は125,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計2筆で合計面積は20,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>の期限でございますが、本日、令和4年3月29日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は90,000円でございます。</p> <p>(別冊資料21ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>    |
| 議長   | <p>議案第4号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番、●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> |
| 議長   | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>   |
| 委員一同 | <p>(なしとの声)</p>  |
| 議長   | <p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員一同 | <p>(異議なしとの声)</p>  |
| 議長   | <p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p>   |
| 議長   | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>             |
| 議長   | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>   |
| 委員一同 | <p>(なしとの声)</p>  |
| 議長   | <p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 委員一同 | (異議なしとの声)  |
| 議長   | したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します   |
|      | (●●委員着席)   |
| 議長   | 休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第4号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。  |
| 委員一同 | (なしとの声)  |
| 議長   | 質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。   |
| 委員一同 | (異議なしとの声)  |
| 議長   | 異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。  |
|      | 日程第9、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。  |
| 事務局  | 議案書の18ページをご覧ください。議案第5号、農業委員会事務局職員の任免について。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免について農業委員会の承認を求めますのでございます。内容を説明いたしますので議案書の19ページをご覧ください。<br>その1 池田孔紀 町長部局に出向を命ずる<br>その2 宮本則幸 湧別町農業委員会事務局長を命ずる<br>その3 國分昌宏 湧別町農業委員会事務局職員に併任する<br>湧別町農業委員会事務局主任を命ずる |
|      | 以上で説明を終わります。   |
| 議長   | これから議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。   |
| 委員一同 | (なしとの声)  |
| 議長   | 質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。  |

|      |  |
|------|--|
| 委員一同 | (異議なしとの声)  |
| 議 長  | 異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。<br>暫時休憩いたします。ここで異動されます職員からご挨拶を頂きます。  |
| 議 長  | (異動される職員の挨拶)<br><br>休憩前に引き続き会議を開きます。本総会に付された議案は、すべて終了しました。<br>これで令和4年第3回湧別町農業委員会総会を閉会します。<br><br>閉 会     14時00分<br><br><br><br>この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。<br><br>議 長<br><br>署名委員<br><br>署名委員 |